

監査公表第 598 号

定期監査（工事）の監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 20 年 12 月 16 日

京都市監査委員 高橋 泰一 朗  
同 井上 教子  
同 不室 嘉和  
同 出口 康雄

平成 19 年度定期監査（工事）（平成 20 年 5 月 15 日監査公表第 585 号）

（産業観光局—1）

監 査 の 結 果
-----------

(1) 完成検査調書等の作成等について
---------------------

<p>完成検査においては、検査諸規定に基づき、完成検査成績採点表及び検査調書を作成することとされているが、完成検査成績採点表の所見欄において総括監督員の所見が記入されていない事例があり、完成検査調書においても、採点を実施していないため、評定点及びそれに伴う工事成績の記入がなく、工期の日付も記入されていない事例があった。</p>
--

<p>また、工事請負契約書では検査結果を請負者に対して書面で通知することとされているが、通知されていない事例があった。</p>
---

<p>適切な完成検査成績採点表及び完成検査調書を作成し、検査結果を請負者に通知することにより、適正な検査を行うよう努められたい。</p>
--

<p>（平成 18 年度上弓削浄化センター災害復旧工事ほか）</p>
------------------------------------

## 講 じ た 措 置

完成検査調書等の作成等については、検査諸規定を遵守し、十分なチェックを行うなど、適切な事務処理を行うよう、林業振興課では、平成20年5月26日付け「定期監査（工事）結果に伴う改善対策について」により関係職員に周知し、農業振興整備課においては、同年8月8日開催の、農業指導所及び京北農林事務所を含む関係職員の会議において周知を行い、両課共、それ以降の検査においては、必要事項は全て記入した完成検査成績採点表及び完成検査調書を作成し、検査結果を請負者に通知した。

監 査 の 結 果

(1) 共通費の算定について

共通費の算定に際しては、公共建築工事共通費積算基準等において、適用する率の補正や個別の積上げ計上などさまざまな運用上の規定が設けられているが、次のような不適切な事例があった。

ア 特記仕様書に前払いに関する記載がなく、完成払いとする旨が記載されていた。このように前払金の支払を行わない場合、一般管理費等の算定に際し、前払金の支出割合による割増補正を行うこととされているにもかかわらず、補正を行っていなかったため、過小積算となっていた。

(京都市立京都御池中学校解体撤去工事  
ただし、旧校舎その他解体撤去工事)

イ 一般工事に撤去品等の処分費が含まれる場合、共通仮設費及び現場管理費の算定において、処分費については、それぞれの経費を算定しないことと定められている。

また、撤去品等の運搬費については、処分費に含めないで算定することとされているが、処分費に運搬費を含めて算定していたため、運搬費に経費が計上されず過小積算となっていた。

(京都市立大原小学校修繕工事 ただし、高圧受変電設備工事)

ウ 建築工事の中に鉄骨工事が含まれる場合、共通仮設費及び現場管理費の算定において鉄骨工事に適用する率を低減することとされているが、補正を行っていなかったため、過大積算となっていた。

(京都市立西院幼稚園地震補強及びアスベスト除去工事  
ただし、建築工事)

エ 特記仕様書では、化学物質の濃度測定を通常の機器を使用して行うこととしていたが、共通仮設費の算定において、その方法と異なる簡易測定による小額の経費が積上げ計上されていたため、過小積算となっていた。

(京都市立栗陵中学校プール改築工事 ただし、建築主体工事)

共通費の算定に係る積上げ計上分等については特記仕様書にその内容を記載することとされている。積算に関する規定を遵守することはもとより、特記仕様書の記載内容を確実に反映するために、チェックリストを作成するなど適正な積算をされたい。

講 じ た 措 置
<p>共通費の算定については、「共通費算出チェックシート」を作成し、企画設計課は、平成 20 年 5 月 28 日、整備支援課においては、同年 6 月 2 日に所属長による職員研修を実施し、適正な積算を行うよう周知した。</p>

(都市計画局—2)

監 査 の 結 果
<p>(2) コンクリート強度の割増補正について</p> <p>特記仕様書において、コンクリートの「呼び強度」(注)は、設計基準強度に、構造体コンクリートの強度と供試体の強度との差を考慮した割増補正值及び温度補正值を加えたものとする事が定められているにもかかわらず、同仕様書で指定されたコンクリートの設計基準強度に割増補正值を加算していない安価なコンクリート単価で積算していたため、過小積算となっていた。</p> <p>適正な設計・積算をされたい。</p> <p>(注) 現場で使用する生コンのコンクリート強度を示す呼称 (京都市立日野小学校増築工事 ただし、教室その他増築工事)</p>

講 じ た 措 置
<p>コンクリート強度の割増補正については、積算上留意すべき設計基準強度に対し、気温による補正及び割増が必要な事項について、企画設計課は、平成 20 年 5 月 28 日、整備支援課においては、同年 6 月 2 日に所属長による職員研修を実施し、適正な積算を行うよう周知した。</p>

監 査 の 結 果

(3) 工事保険の保険期間について

工事保険の保険期間は、特記仕様書において、工事着工日から引渡しの日までと定められているにもかかわらず、工事着工日の数日後を開始日としていた事例があった。

チェックリストを作成するなどして十分な内容確認を行い、適切な施工管理をされたい。

(工事共通)

講 じ た 措 置

工事保険の保険期間については、都市計画局の工事等に関する基準作成などを担当している都市総務課から、平成20年8月20日付け「工事における着工日の取扱い及び特記仕様書における工事保険等の記載内容変更について（通知）」により工事の着工日を定義し、特記仕様書の改訂を行うよう、都市総務課長名で関係各課に通知した。

工事の設計、施工等を担当している公共建築部においては、同年8月21日付け「着工日の扱いの変更及び工事保険期間の確認の徹底について」により、請負者との協議により定めた工事着工日から引渡しの日までを工事保険期間とするよう、工事を担当する各課長名で関係職員に周知した

監 査 の 結 果

(4) 産業廃棄物適正処理の確認方法について

「京都市建設リサイクルガイドライン」によれば、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する方法として、産業廃棄物管理票の提出を義務付け、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物運搬車」と表示した車両による積出し状況等を確認することとされているが、その確認が不十分な事例があった。

アスベストなど廃棄物の内容によっては、最終処分場での受入れ状況まで確認する必要があることから、工事内容に応じて、積出時、処分地への搬入中及び搬入後の状況写真等の提出を設計図書に明記するなど、産業廃棄物を適正に処理したことの確認方法について検討されたい。

(工事共通)

講 じ た 措 置

産業廃棄物適正処理の確認方法については、都市計画局の工事等に関する基準作成などを担当している都市総務課において、特記仕様書記載例を作成し、平成20年7月11日付け「特記仕様書における産業廃棄物適正処理の確認方法等について(通知)」により、関係各課に通知した。

工事の設計、施工等を担当している公共建築部においては、平成20年7月11日以降発注するものについて、現場からの搬出状況及び受入先の搬入状況等の確認できる写真を提出することを特記仕様書に明記した。

監 査 の 結 果

(1) 契約保証に係る一般管理費等率の補正について

土木工事標準積算基準書（以下「積算基準書」という。）では、設計金額が 500 万円以上の工事については、契約保証に係る一般管理費等率の補正による加算を行うこととされているが、補正が行われていなかったため、過小積算となっていた。

積算基準書を遵守した適正な積算をされたい。

(3・3・132 向日町上鳥羽線高架部下部工 (その1) 工事ほか)

講 じ た 措 置

契約保証に係る一般管理費等率の補正については、平成 20 年 5 月 18 日付け「契約保証に係る一般管理費等の補正について (通知)」により、積算基準に従った積算を行い、さらに、設計書の照査においても補正のチェックを行うよう関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

(2) 輸送費の積算の考え方について

工場製品の輸送費の積算では、輸送重量及び工場から現場までの輸送経路等の条件を考慮し、必要な費用を計上することとされているが、適切な輸送条件を考慮していなかったため、過小積算となっていた。

輸送費の積算における考え方を整理するなどして、適正な積算をされたい。

(北大路橋橋梁補修 (その3) 工事)

講 じ た 措 置

輸送費の積算の考え方については、平成 20 年 5 月 18 日付け「輸送費の積算の考え方について (通知)」により、輸送経路における車両の制約及び現場状況等の輸送条件を考慮した適正な積算を行い、設計書の照査においても輸送条件も含めてチェックするよう関係職員に周知した。



監 査 の 結 果

(3) 建設業退職金共済制度における証紙購入の取扱いについて

特記仕様書では、建設業退職金共済制度における証紙の購入を証する掛金収納書については原本の提出を求めているが、複数の工事の一括契約において、証紙の購入が工事ごとではなく一括して行われている場合があり、その結果、原本ではなくコピーが提出されている事例があった。

特記仕様書を遵守した適切な施工管理に努められたい。

(道路改良〔鞍馬北1工区〕(その2)工事ほか)

講 じ た 措 置

建設業退職金共済制度にかかる証紙購入の取扱いについては、建設局の技術を統括している監理検査課から、平成20年5月28日付け「「工事設計図書作成マニュアル(案)」の改正について(通知)」により、複数の工事を一括契約した場合でも、請負者が工事ごとに掛金収納書の原本を提出することを特記仕様書に追加して記載し、同年6月2日から運用するよう関係各課に通知した。

(監査事務局第一課)